

令和8年度 国際線利用促進事業委託業務
公募型プロポーザル仕様書

1 事業の目的

本県では現在、令和5年5月に就航した台湾桃園国際空港と高知龍馬空港を結ぶ定期チャーター便（以下、「定期チャーター便」という。）が、週2往復運航されている。

本事業では、定期チャーター便の認知度及び搭乗率向上のため、主に高知県内在住者を対象とした定期チャーター便の路線プロモーションを実施することで、需要を喚起し、高知から台湾への旅客数の増加につなげ、継続的な運航と将来的な定期便化を目指す。

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

3 委託業務の内容

(1) 定期チャーター便のプロモーション

ア 県内メディアを活用した情報発信

- ・ 高知県内在住者を対象に定期チャーター便の需要喚起、認知度及び搭乗率の向上に資するプロモーションを実施すること。
- ・ 発信方法（媒体）、内容（デザイン）、時期（期間）、回数については自由提案とする。
- ・ デザイン費、広告掲出に係る諸費用は受託者の負担とする。
- ・ 業務完了時に事業実績報告書を作成し、実施内容、媒体写真を記載すること。

イ デジタル媒体を活用した情報発信

- ・ SNS・Web等の主に若年層に広く活用されている媒体を効果的に活用し、定期チャーター便の認知度及び搭乗率の向上に資するプロモーションを自由提案により実施すること。

(2) 搭乗キャンペーンの実施

高知から台湾への旅客数増加を目的とした定期チャーター便の需要喚起を図るためのキャンペーンを実施すること。

ア 実施期間

- ・ キャンペーンの実施期間は、自由提案とする。

イ 対象者

- ・ 高知龍馬空港を発地として定期チャーター便を対象期間内に往復利用した者とする。このほかの要件の追加については、自由提案とする。

ウ 景品

- ・ 上記イの要件を満たす対象者に対して、景品（インセンティブ）を発送する。

景品は、県が策定した「公共調達による地消地産推進戦略」（令和7年10月）に基づき、当該戦略に掲げる重点品目（※）のいずれかを含めた提案とし、景品の最高額及び総額は、景品表示法その他の関係法令に規定された限度額の範囲内とすること。

エ 広報

- ・ キャンペーンの実施すること。広報の媒体、時期、内容等については自由提案とする。

オ その他

- ・ デザイン費、広告掲出に係る諸費用は受託者の負担とする。
- ・ キャンペーンの進捗管理のため、適宜申請実績を報告すること。
- ・ 業務完了時に事業実績報告書を作成し、実施内容、キャンペーン実績の集計結果を記載すること。

（参考）公共調達による地産地消推進戦略

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025102300023/>

（※）重点品目

- i) 牛肉（①乳用経産牛、②土佐黒牛）
- ii) 再生可能エネルギー
- iii) 木質バイオマス
- iv) 食品副産物、残渣
- v) 竹資源
- vi) 木製品

4 その他

- （1） 業務を遂行するうえで、県と受託者が共通認識を持ち、十分な協議を重ねながら業務を行うものとする。
- （2） 事業開始後に仕様書の内容に変更が発生する場合には、県と受託者が協議のうえ、予算の範囲内において、対応策を決定するものとする。
- （3） 受託候補者選定後、契約に向けた交渉において、企画提案の内容をもとに、具体的な履行条件や実施内容など、細部の調整を行うものとする。

- (4) この仕様書に定めのないものについては、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。